

欠損金の繰戻し還付と繰越控除の有利不利判定

はじめに

資本金1億円以下の青色申告書を提出している法人に欠損金が生じた場合には、その欠損金を前事業年度に繰り戻して既に納めた法人税の還付を受けるか、その欠損金を翌期以降に繰り越して翌期以降に生じる所得から控除するかを選択することができます。つまり、税務上の赤字が生じた場合には、過去の税金を戻すか、将来の税金から控除するかの選択ができるということになりますが、いずれの選択を採るべきか、資本金1億円以下の中小企業を前提として考察してみたいと思います。

繰戻し還付と繰越控除ではどちらが有利か

欠損金はできるだけ高い法人税率が適用される所得に充てた方が、税負担の軽減効果が大きくなります。平成23年の税制改正により、法人税の税率引下げ及び中小法人等に対する軽減税率が引き下げられている為、一般的には、欠損金を翌事業年度以降に繰越すよりも繰戻し還付請求をしたほうが有利になると考えられます。

しかし、中小企業の法人税率は所得金額800万円を境にして税率が上がるため、翌期以降に800万円を超える所得が生じ、高い税率が適用される見込みの場合、所得金額によっては繰戻し還付を受けるよりも翌事業年度以降に繰越したほうが有利な場合もありますので考慮が必要です。

例えば、平成25年3月期に欠損金が生じた法人について、翌期の所得金額の予想が以下のケースの場合、前期から翌期までの3期分の合計税額は、繰戻し還付選択時には412.5万円、繰越控除選択時には332.1万円となり、繰越控除を選択した場合のほうが、80.4万円ほど有利となります。

<税率>

所得金額	平成24年3月期	平成25年3月期以降 (復興特別法人税含む)
800万円以下	18%	16.5%
800万円超	30%	28.05%

資料ご利用の際のご注意
本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

<所得金額>

平成24年3月期	課税所得	800万円
平成25年3月期	欠損金	▲800万円
平成26年3月期	課税所得	1,800万円(計画)

<税額>

	繰戻し還付	繰越控除
平成24年3月期	144万円	144万円
平成25年3月期	△144万円(還付)	0万円
平成26年3月期	412.5万円	188.1万円
合計	412.5万円	332.1万円

地方税への影響

事業税には繰戻し還付制度がない為、欠損金額を翌事業年度以降の所得金額より繰越控除することとなります。

住民税の法人税割の計算にも繰戻し還付制度はありませんが、法人税で繰戻し還付の適用を受けた場合の還付税額は、欠損金が生じた事業年度後の法人税割の課税標準(法人税額)から控除されます。

その他の選択要因

税額計算上は上記のような結果となりますが、その他の選択要因としては以下のものが挙げられます。

- ・資金繰りに余裕のない場合においては、繰戻し還付の適用を受けることでCashが早期に手元に戻る為、キャッシュフローの改善効果も期待できます。
- ・還付の手続きは、税務調査をした後に実施することが原則とされている為、還付手続きを行うと、追加的な税務調査の可能性が高くなります。少しでも税務調査の可能性を低くしたいという場合は、繰越控除を選択することも考えられるでしょう。
- ・将来において黒字ではなく赤字が続いた場合、繰越した部分が活かせなくなる可能性もある為、事業計画を加味しながら選択することが必要となります。

繰戻し還付と繰越控除のどちらの適用を受けるかは、欠損金額やその発生時期、実効税率、事業計画、足元の資金繰りなども考慮し、事前に十分なシミュレーションを行った上で総合的に判断することが求められます。
(文責：大草)

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp